

五 管 区 水 路 通 報

第 34 号

- [第 231項 紀伊水道 — 和歌山下津港、和歌山区、第1区 浅所存在](#)
- [第 230項 四国南岸 — 高知港 防波堤築造工事](#)
- [第 229項 紀伊水道南方 射撃訓練](#)
- [第 228項 本州南岸 — 串本港、大島 灯台廃止\(予告\)](#)
- [第 227項 阪神港 — 大阪区、第5区 灯浮標一時撤去\(予告\)](#)
- [第 226項 紀伊水道 — 湯浅湾、湯浅広港 航泊禁止区域設定](#)
- [第 225項 阪神港 — 神戸区、第6区 防災訓練](#)

2026年231項 紀伊水道 — 和歌山下津港、和歌山区、第1区 浅所存在
和歌山区第1区において、浅所が存在する。

位 置 34-13-07.4N 135-08-27.0E(水深約8.0m)

海 図 W1150

出 所 五本部海洋情報部



2026年230項 四国南岸 — 高知港 防波堤築造工事
高知水路付近において、潜水土・起重機船等による防波堤築造工事が実施されている。

期 間 令和8年9月7日～令和9年3月19日まで 日出～日没

区 域 下記7地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 33-30-16N 133-34-34E
- (2) 33-30-12N 133-34-21E
- (3) 33-30-08N 133-34-23E
- (4) 33-30-03N 133-34-06E
- (5) 33-30-05N 133-34-06E
- (6) 33-30-07N 133-34-14E
- (7) 33-30-17N 133-34-19E

備 考 区域内に灯付浮標を設置

汚濁防止枠を設置

警戒船を配備

海 図 W110

出 所 高知港長



2026年229項 紀伊水道南方 射撃訓練
 紀伊水道南方において、巡視艇による射撃訓練が実施される。
 期 間 令和8年9月18日 0900～2400
 区 域 33-34.8N 135-03.0Eを中心とする半径5海里の円内
 備 考 国際信号旗「UY」及び「NE4」を掲揚
 紅色閃光灯を点灯
 海 図 W77
 出 所 五本部警備救難部



2026年228項 本州南岸 — 串本港、大島 灯台廃止(予告)
 串本トウジロ鼻灯台(灯台表第1巻2893)(33-27.8N 135-47.9E)は廃止される。
 予定日 令和8年9月中旬
 備 考 同位置に併設している串本トウジロ鼻西方照射灯については存続される。
 海 図 W99-W77
 出 所 五本部交通部



2026年227項 阪神港 — 大阪区、第5区 灯浮標一時撤去(予告)
 大阪新島埋立区域南第4号灯浮標(灯台表第1巻3555.74)(34-37.3N 135-22.0E)は、一時撤去され、
 灯付浮標(単せん赤光毎4秒1せん光)が設置される。
 撤去日 令和8年9月10日(予備日11日～13日)
 海 図 W1146-W123-W1103-W150A-W106

出 所 大阪海上保安監部



2026年226項 紀伊水道 — 湯浅湾、湯浅広港 航泊禁止区域設定
湯浅広港において、一般船舶の航泊が禁止される。
(行事に従事する船舶及び官公庁船を除く。)

期 間 令和8年9月19日(予備日20日、26日、27日)1930～2100

区 域 34-02-06.85N 135-10-03.14E を中心とする半径152.5mの円内海域

備 考 航泊禁止区域明示用の緑色灯浮標2基が設置される

警戒船を配備

雨天等により行事が実施できない場合及び花火の打ち上げが終了した場合航泊の禁止を解除する

海 図 W150C

出 所 和歌山海上保安部長公示第8-2号(8.8.26)



2026年225項 阪神港 — 神戸区、第6区 防災訓練

神戸沖埋立処分場付近の指定錨泊地M14周辺海域において、行政機関及び民間船による防災訓練が実施される。

期 間 令和8年9月17日 1300～1630

区 域 34-39.7N 135-17.6Eを中心とする半径500mの円内

備 考 オイルフェンスを展開する

訓練参加船艇は「UY」旗を掲揚

警戒船を配備

海 図 W101A

出 所 阪神港長

